



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2021年 11 月 8 日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

通院介護委員会 池田副委員長を講師に委員会内研修 日本の介護保険制度について 歴史と仕組みを学ぶ

通院介護委員会では 10 月 26 日、第 2 回委員会(Zoom による WEB 会議)を開催し、そのなかで「日本の介護保険制度について」と題し委員を対象とした研修を行いました。

講師は池田充副委員長が担当し、介護保険制度導入以前の老人医療・福祉について、介護保険制度が導入された背景、制度の仕組みと利用できるサービス、現在の問題点、など

介護保険の概要を網羅的に学びました。介護保険は通院のほか透析患者の“終の棲家”を考えるうえでも外すことのできない制度となっており、委員会では今後も継続的に研修を行いたいと考えています。

【お知らせ】今回の研修の当日資料をご希望の方に提供いたします。お求めの方は、全腎協事務局(送迎担当)までお申し出ください。

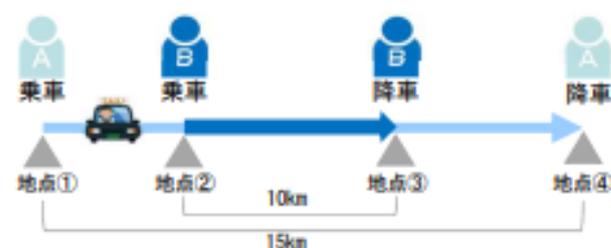
《トピックス》

タクシー「相乗りサービス」導入へ 本年 11 月 1 日から運用開始可能に

目的地の近い利用者同士が一つの車両に乗り合う、いわゆるタクシーの「相乗りサービス」が 11 月 1 日から認められるようになりました。国土交通省は 10 月 29 日付で関連通達を発出しています。

タクシーの「相乗りサービス」とは、スマートフォンなどのタクシー配車アプリ等を通じて目的地の近い利用者をあらかじめ組み合わせた後に運送し、運賃を各利用者が乗車距離に応じて負担する仕組みです(右図参照)。利用者にとっては、単独乗車の場合より安い運賃で移動することができるメリットがあります。ただし、すべてのタクシー事業者が「相乗りサービス」を行うとは限らず、配車アプリを使えない人は利用できないという課題が残っています。また利用希望者が

【利用イメージ図】 出典：国土交通省ホームページ



【地点①～④のタクシー運賃が 5,000 円の場合】

A の運賃 : 3,000 円 (5,000 円 × 15km/25km)

B の運賃 : 2,000 円 (5,000 円 × 10km/25km)

その地域に極端に少ない場合、相乗りが成立しない可能性もあります。国土交通省では必要に応じて制度の見直しを行うとしており、利便性・安全性の向上が望まれます。

【リンク】

国土交通省 通達「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」:

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001429619.pdf>

経団連が介護保険制度について提言 自己負担割合 2 割や給付抑制求める

今後利用者のさらなる増加が見込まれる介護保険について、増大する費用は誰がどのように負担することが望ましいのか、その議論が 2024 年度の診療報酬・介護報酬同時改定を見据え始まっています。

介護保険は制度開始から 20 年をむかえ利用者は当初の約 3 倍に増え、利用者増により給付費も増加しました。その費用を賄うために、保険料は年々増加傾向にあります。その保険料について、経団連（一般社団法人 日本経済団体連合会）は、給付費を抑制して保険料の上昇を抑えるべきという提言を発表しました。提言は、利用者の自己負担割合について 2 割の対象者を拡大、ケアプラン作成に利用者負担を導入、などによって保険料を増やさないようにすべきだとしています。

特に経団連は現役世代の保険料負担を増やすべきではない、と主張しています。介護保険の保険料は介護サービスを利用する高齢者世代だけでなく現役世代（2 号被保険者 40～64 歳）も負担しており、この保険料と国および地方自治体の税金が介護保険の主な財源です。経団連の主張の根底には介護サービスを利用する人（受益者）ではない現役世代の保険料まで増えるのは不公平であり、介護サービス費用は受益者が負担すべきという「応益負担」の考え方があります。

近年この応益負担論が、財務省を筆頭にあちこちで言及されるようになりました。介護保険の財政が逼迫していることが事実である以上、今後何らかの金銭的負担増、あるいは給付抑制は避けられないと考えら

れますが、まずは誰がどのように負担することが公平なのか、その議論を深める必要があります。

【リンク】

経団連 今後の医療・介護制度改革に向けて：

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/091.html>

《事務局より》

■お悔やみ

10 月 25 日、NPO 大和市腎友会元会長（NPO 神奈川県腎友会 会長）樋口一夫さんがご逝去されました。樋口さんは長年大和市腎友会において送迎活動に取り組みられたほか、通院対策委員会（通院介護委員会の前身）の委員として全腎協の活動にもご尽力いただきました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

■事業所における転倒予防について

転倒を原因とする労働災害が近年増加していることから、厚生労働省は転倒予防の啓発活動を積極的に行っています。厚生労働省によれば、休業 4 日以上労働災害で最も多い原因は転倒であり、職域別ではスーパーなどの小売と介護での発生が顕著であると示されています。また、若年層と高齢層の転倒発生率を比べると、高齢層のほうが男性で約 2 倍、女性で約 5 倍発生率が高いとされています。転倒災害はその約 6 割が休業 1 か月以上と重症化するケースが多いとのことなので、高齢のスタッフが多い事業所では転倒予防にご留意ください。

【参考】10 月 10 日は「転倒予防の日」
厚生労働省広報資料（介護施設向け資料）：
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838437.pdf>